二

種類＼許容応力度		長期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）	短期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）
		圧縮	圧縮
		引張り	引張り
丸鋼		$\frac{F}{1.5}$（当該数値が一五五を超える場合には、一五五）	1.1F
異形鉄筋	径二十八ミリメートル以下のもの	$\frac{F}{1.5}$（当該数値が二一五を超える場合には、二一五）	1.1F
	径二十八ミリメートルを超えるもの	$\frac{F}{1.5}$（当該数値が一九五を超える場合には、一九五）	1.1F
鉄線の径が四ミリメートル以上の溶接金網		—	1.1F（ただし、床版に用いる場合に限る。）
この表において、Fは、表一に規定する基準強度を表すものとする。			

（コンクリート）

第十一条　コンクリートの許容応力度は、次の各号に掲げる畜舎等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数値によらなければならない。

一　A構造畜舎等　建築基準法施行令第九十一条第一項に規定する数値

種類＼許容応力度		長期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）	短期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）
		圧縮	圧縮
		引張り	引張り
丸鋼		$\frac{F}{1.5}$（当該数値が一五五を超える場合には、一五五）	1.1F
異形鉄筋	径二十八ミリメートル以下のもの	$\frac{F}{1.5}$（当該数値が二一五を超える場合には、二一五）	1.1F
	径二十八ミリメートルを超えるもの	$\frac{F}{1.5}$（当該数値が一九五を超える場合には、一九五）	1.1F
鉄線の径が四ミリメートル以上の溶接金網		—	1.1F（ただし、床版に用いる場合に限る。）
この表において、Fは、表一に規定する基準強度を表すものとする。			

二　B構造畜舎等　次の表の数値。ただし、異形鉄筋を用いた付着について、主務大臣が異形鉄筋の種類及び品質に応じて別に数値を定めた場合は、当該数値によることができる。

長期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）			短期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）		
圧縮	引張り	せん断	付着	圧縮	引張り	せん断	付着
$\frac{F}{3}$	$\frac{F}{30}$（Fが二一を超えるコンクリートについて、建築基準法施行令第九十一条第一項の表の第一項の規定により国土交通大臣がこれと異なる数値を定めた場合は、その数値を定めた数値）	〇・七五（軽量骨材を使用するものにあっては、〇・六）	この表において、Fは、設計基準強度（設計に際し採用する圧縮強度をいう。以下この条において同じ。）（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）を表すものとする。	長期に生ずる力に対する圧縮、引張り、せん断又は付着の許容応力度のそれぞれの数値の三倍（Fが二一を超えるコンクリートの引張り及びせん断について、主務大臣がこれと異なる数値を定めた場合は、その定めた数値）とする。			

2　建築基準法施行令第九十一条第二項の規定により特定行政庁が規則で設計基準強度の上限の数値を定めた場合において、設計基準強度が、その数値を超えるときは、前項の規定の適用に関しては、その数値を設計基準強度とする。

3　設計基準強度は、コンクリートの強度との関係において建築基準法施行令第七十四条第一項第二号の規定により国土交通大臣が定めた基準に適合するものでなければならない。

（溶接）

第十二条　溶接継目ののど断面に対する許容応力度は、建築基準法施行令第九十二条に規定する数値によらなければならない。

（高力ボルト接合）

第十三条　高力ボルト摩擦接合部の高力ボルトの軸断面に対する許容せん断応力度は、建築基準法施行令第九十二条の二に規定する数値によらなければならない。

（地盤及び基礎ぐい）

第十四条　地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力は、建築基準法施行令第九十三条の規定により国土交通大臣が定める方法によって、地盤調査を行い、その結果に基づいて定めなければならない。ただし、同条の表に掲げる地盤の許容応力度については、地盤の種類に応じて、それぞれ同表の数値によることができる。

（補則）

第十五条　第九条から前条までに定めるもののほか、構造耐力上主要な部分の材料の長期に生ずる力に対する許容応力度及び短期に生ずる力に対する許容応力度は、建築基準法施行令第九十四条の規定により国土交通大臣が定める数値又は材料の種類及び品質に応じ、主務大臣が畜舎等の安全を確保するために必要なものとして指定する数値によらなければならない。

2　主務大臣が、B構造畜舎等の構造耐力上主要な部分の材料の短期に生ずる力に対する許容応力度の数値を指定した場合には、前項の規定にかかわらず、当該数値によるものとする。

第三目　構造部材等

（構造部材の耐久）

第十六条　構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものには、建築基準法施行令第三十七条に規定する措置をした材料を使用しなければならない。